

新しい生活様式「住宅リフォーム補助金」

新しい生活様式における市民生活の支援及び地域経済の活性化のため、市内業者による住宅本体のリフォーム工事を行う市民に対し、対象工事費の20%、最大10万円を補助します。

■申請できる人

- ・市内に居住し、住民基本台帳に登録されている人
(定住を目的として空き住宅等をリフォームする個人(市外の方を含む)で、補助金実績報告兼請求書を提出するまでに空き住宅等に住民票を移すことができる人も可)
- ・市税の滞納がない人

■対象となる住宅

- ・自らが居住する専用住宅または併用住宅
- ・必要な箇所に住宅用火災警報器が既に設置されている住宅
※ 過去に、市が実施した住宅リフォーム補助金を受けた住宅も申請が可能です

■対象となる工事

リフォーム(改修・増築)工事全般で、20万円(税込)以上となるもの

- ※ 附属建物(車庫・倉庫)や門・塀、家電製品の取付け等は対象外
- ※ 市が実施する他の補助制度を利用する対象工事は、本補助金の利用はできません

➡ 別紙「補助対象工事の例」をご確認ください

■補助の条件

- ・「補助金交付決定通知書」交付後に着工すること(着工しているものについては申請できません)
- ・市内に本社を有している法人、または、市内に住所を有する個人事業主と契約し施工すること
- ・令和3年3月31日(水)までに「実績報告書兼請求書」を提出すること

■補助率 対象工事費(税込)の20%

■補助上限額 10万円(千円未満切り捨て)

■申請受付期間 令和2年6月15日(月)～7月17日(金)

■申請方法 新型コロナウイルス感染症対策のため、「窓口申請」のほか「郵送による申請」も可能です
(書類に不備があった場合は受付できませんのでご注意ください)

① 窓口で申請する場合

十日町市役所「本庁(3F)都市計画課」または「松代支所(3F)農林建設課」へ提出

② 郵送により申請する場合(申請受付期間内の消印有効)

[あて先] 〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

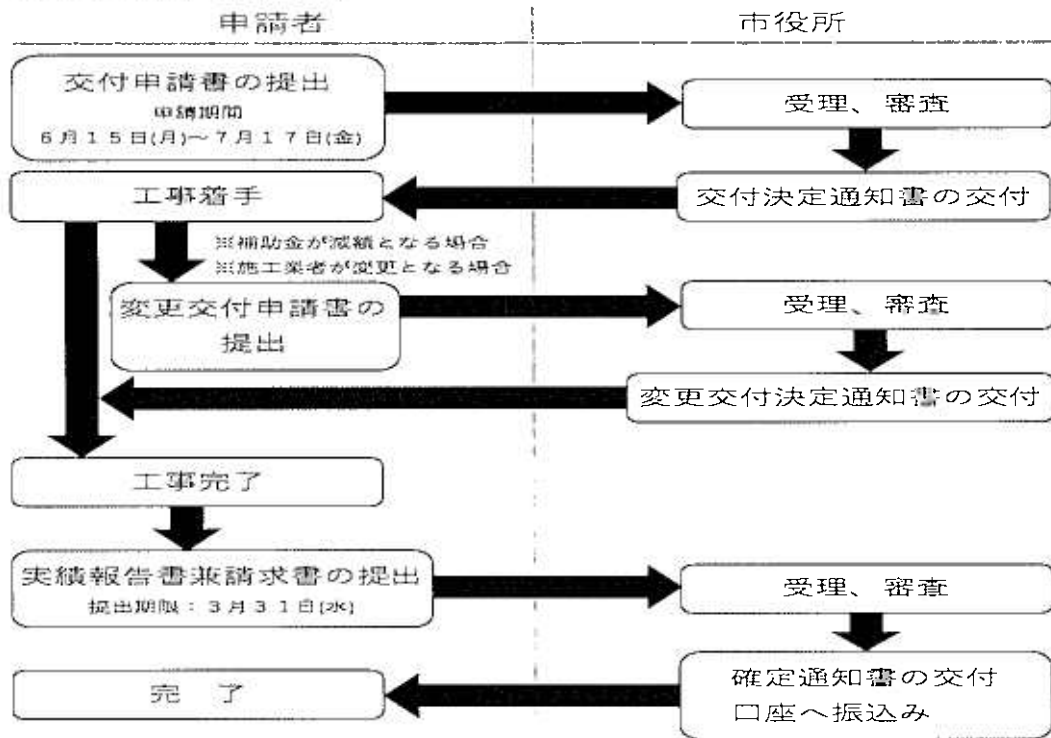
十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 行

■問い合わせ先

十日町市役所 都市計画課 建築住宅係

☎025-757-9935(直通)

手続きの流れ



提出書類

交付申請 するとき 申請期間：6月15日～7月17日	変更・中止 したいとき 変更後速やかに	完了 したとき 提出期限：令和3年3月31日
① 補助金交付申請書 ② 補助事業内容説明書 ③ 同意書 ④ 見積書の写し 対象工事の審査を行うため、工事内容が確認できる明細としてください ⑤ 全ての工事箇所の写真<着手前> 工事完了時に提出する工事完了写真と比較できるように撮影してください ⑥ 誓約書 当該対象住宅に工事完了後に転居する方のみ提出 ⑦ お住まいの市町村の納税証明書 市外から転入する方のみ提出	変更手続きが必要な場合 <ul style="list-style-type: none"> 申請時の補助対象工事費の減額により、補助金額が減額になるとき（変更による補助金額の増額はできません） 施工業者を変更するとき ① 補助金変更交付申請書 ② 変更後の見積書の写し ③ 変更する工事箇所の写真<着手前> 工事を中止する場合 ① 中止届	① 補助金実績報告書兼請求書 ② 契約書または請求書の写し ③ 変更後の見積書の写し 補助対象工事に変更が生じた場合のみ提出してください ④ 領収書の写し ⑤ 全ての工事箇所の写真<完了後> 申請時に提出した着手前の写真と比較できるように撮影してください ⑥ 通帳のコピー（表紙の裏面） ※ 当該対象住宅に工事完了後に転居する場合は、申請時に提出済みの「同意書」に基づいて、住民票を異動したことを確認させていただきます

※ 提出書類に不備・不足がある場合は受付できませんので、提出日時にゆとりをもって、ご提出ください

※ 書類提出の際には、「提出書類チェックリスト」をご活用ください

提出書類 チェックリスト

提出前に、以下の項目についてご確認のうえ、□欄に✓を記入してください



申請（工事前）に必要な書類		チェック欄	
		申請者	市
□ 補助金 交付申請書	・ 必要事項を記入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 押印	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
□ 補助事業内容 説明書	・ 必要事項を記入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 補助対象住宅の所在地は、申請者の住所と一致 （工事完了後に対象住宅に転居する場合は、一致しなくても可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 補助対象工事について、市の「他の補助制度」を利用しない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 住宅用火災警報器の設置義務箇所に既に設置されていることの 状況確認として、申請者・施工業者（担当者）の双方が 現地確認した旨の確認印を押印（全箇所を設置状況写真の添付でも可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 施工業者（個人事業主）の本社の所在地（住所）が十日町市内	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ リフォーム工事の工事箇所・工事概略内容を記入 [例]浴室：ユニットバスへの改修	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
□ 同意書	・ 必要事項を記入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 氏名欄は申請者本人の自署	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
□ 見積書の写し	・ 施工業者（個人事業主）の名称・押印	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 施工業者（個人事業主）の本社の所在地（住所）が十日町市内	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 見積書の宛名が申請者と一致（見積書の宛名は、連名でも可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 工事場所が、「補助事業内容説明書」の補助対象住宅の所在地と一致	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 工事内容が確認できる内訳明細	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 補助対象外の工事がある場合は、補助対象となる直接工事費・ 諸経費・消費税・合計額がわかるように明記	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
□ 写真<着手前>	・ A4縦の用紙に貼付け（参考様式を提示していますが、任意の様式でも可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 工事予定部分の全箇所の工事着手前の写真 （工事完了時に提出する工事完了写真と比較できるように撮影）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ リフォーム工事の工事箇所・工事概略内容を記入 [例]浴室：ユニットバスへの改修	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
□ 誓約書	【対象住宅に工事完了後に転居する方のみ提出】		
	・ 必要事項を記入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 氏名欄は申請者本人の自署	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
□ 納税証明書	【市外から転入する方のみ提出】		
	・ 現在お住まいの市町村で、 申請者の納税証明書（完納証明）を入手し、添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申込み期間：令和2年6月15日（月）～7月17日（金）

記載内容や添付書類に不備・不足がある場合は、受付できません
提出日時にゆとりをもって、ご提出ください

補助対象工事の例 一覧

R2年度

凡例 ○：対象 ×：対象外

○	戸建て住宅	高床式住宅の場合は、高床部分（車庫等）も補助対象
○	併用住宅	住宅以外の部分・共用部分を除く
○	戸建て住宅〔借家〕	申請者は借主（かりぬし）に限る
○	共同住宅〔賃貸・分譲〕	申請者は借主（かりぬし）に限り、申請者の専有部分に限る
○	空き家	リフォーム工事後に申請者が居住する場合に限る
×	別棟の附属建物（車庫・倉庫・離れ等）	
×	門・門扉・塀・フェンス等	

（注）2世帯住宅・世帯分離：1棟で、ひとつの申請に限ります

○	修繕・改修	
○	増築	別棟増築は除く
○	減築（一部解体）	修繕・改修・増築を伴うものに限る
×	新築	
×	除却（全体の除却）	

補助対象／対象外となる“リフォーム工事”の例

外装工事	○	屋根の修繕・葺替え・塗装	
	○	外壁の修繕・張替え・塗装	
	○	窓・ドア・ガラスの取付・交換	
	○	シャッターの設置・交換	
	○	風除室・ベランダの設置・改修	
	○	屋根の雪止め金物・雪庇防止フェンスの設置・改修	
	○	雨樋の設置・改修	
	○	網戸の設置	
	×	網戸の交換・網の張替え	工事ではないため×、軽微な作業で設置できるため×
	内装工事	○	床・壁・天井の改修
○		壁紙の貼替え／左官壁の塗替え	
○		部屋の間仕切壁の改修	
○		浴室の改修	
○		トイレの内装の改修	
○		建具（ドア・襖等）の修繕・設置・交換	（市の他の補助制度を利用する対象工事は×）
○		襖紙の貼替え	
○		畳の入替え・表替え	
○		手摺の設置・交換	（市の他の補助制度を利用する対象工事は×）
○		造り付け家具の設置・改修	
×	障子の張替え	工事ではないため×	
×	カーテン・ブラインド等の設置・交換	工事ではないため×、軽微な作業で設置できるため×	
外装・内装 共通	○	断熱材充填（屋根・外壁・間仕切壁・天井・床下等）	
	○	土台・基礎の改修	
	○	アスベスト除去	
	○	防水工事	
	○	防音工事	
設備工事	○	克雪化工事	（市の他の補助制度を利用する対象工事は×）
	○	耐震化工事	（市の他の補助制度を利用する対象工事は×）
	○	床暖房の設置・交換	
	○	システムキッチンの設置・交換	
	○	ガスコンロ・IHコンロ（ビルトイン型）の設置・交換	置き型単体製品の設置・交換は除く
	○	食洗器（ビルトイン型）の設置・交換	置き型単体製品の設置・交換は除く
	○	換気扇・レンジフードの設置・交換	
	○	ユニットバス・浴槽の設置・交換	（市の他の補助制度を利用する対象工事は×）
	○	洗面化粧台の設置・交換	
	○	便器の設置・交換	
	○	浴室暖房乾燥機（埋込型）の設置・交換	便座（普通便座・洗浄便座・暖房便座等）のみの交換は除く 壁掛型・床置型を除く
	○	熱交換換気システムの設置・交換	
	○	給水・排水・ガス等の配管の修繕・設置・交換	
	○	下水道のつなぎ込みに伴う、住宅内部の配管工事	住宅内部の工事範囲のみ補助対象
	○	給湯器・ボイラーの設置・交換	
	○	瞬間湯沸器の設置・交換	
	○	省エネ高効率給湯器（エコジョーズ）の設置・交換	
	○	家庭用燃料電池（エネファーム）の設置・交換	
	○	屋根消雪の散水配管・ポンプの設置・改修	住宅内部の工事範囲のみ補助対象
	○	融雪装置（ボイラー・配管・電気配線等）の設置・改修	（市の他の補助制度を利用する対象工事は×）
	○	ペレットストーブ・薪ストーブの設置・交換	（市の他の補助制度を利用する対象工事は×）
	○	ペレットストーブ・薪ストーブの設置に伴う、床壁の改修	（市の他の補助制度を利用する対象工事は×）
	○	太陽光発電システムの設置	（市の他の補助制度を利用する対象工事は×）
	○	地中熱利用設備	住宅内部の工事範囲のみ補助対象（市の他の補助制度を利用する対象工事は×）
	○	FF式暖房設備の設置・交換	
○	防犯システム（防犯カメラ・補助錠・センサーライト・防犯ガラス等）の設置・改修		
○	ホームエレベーター・階段昇降機の修繕・設置・交換	（市の他の補助制度を利用する対象工事は×）	
×	エアコンの設置・交換	家電製品のため×	
×	照明器具の設置・交換	軽微な作業で設置できるため×	
×	住宅用火災警報器の交換	軽微な作業で設置できるため×	
外構工事	×	外構・造園工事全般	外構工事のため×
	×	門・門扉・塀・フェンス等の設置・改修	外構工事のため×
	×	下水道のつなぎ込み配管工事（外構部分）	外構工事のため×
	×	井戸工事	外構工事のため×
その他	×	リフォーム工事の設計費・調査費	工事費ではないため×
	×	家具・家電製品の設置・交換	工事ではないため×
	×	シロアリ駆除・防除	工事ではないため×

（注）市の他の補助制度を利用する対象工事は、本補助金の利用はできません。

（注）上記に記載のないリフォーム工事についての可否は、お問合せください。（十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 ☎025-757-9935（直通））